

彩の国M. A. P. 要綱

(令和5年11月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、県の魅力発信へ多大な貢献があり、広く県民に笑顔や感動をもたらしたものについて、彩の国M. A. P. (Most Attractive Player) を贈呈して感謝の意を示し、もって県のイメージ向上を図ることを目的とする。

(表彰者)

第2条 表彰は、知事が行う。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、話題性が高く、県の魅力発信に大きく貢献したと知事が認めるものについて行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を贈ってこれを行う。

2 表彰に当たっては、記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、随時行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。